

社会福祉法人松原愛育会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松原愛育会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条第1項の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等に対しての報酬は、支給しないものとする。

2 当法人の職員を兼務する役員については、別に定める給与規程に基づく給与を支給するものとする。

(費 用)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け当法人の業務を行う場合は、旅費については別に定める旅費規程に基づき支給し、それ以外に要する費用については、当該費用を支給するものとする。

(公 表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 足)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改 廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

- 1 この規程を改正し、平成29年4月1日以後最初に招集される定時評議員会（平成29年6月26日開催）の終結の時から施行する（社会福祉法 附則第20条）。
- 2 社会福祉法人松原愛育会役員等報酬規程（平成14年12月18日施行）は廃止する。